

# 松浦海区漁業調整委員会指示集

(R3. 4. 1現在)

## 目 次

松浦海区漁業調整委員会指示第62号(令和3年1月29日)……………	1
(まだい幼魚の採捕禁止について)	
松浦海区漁業調整委員会指示第78号(令和3年1月29日)……………	2～3
(定置漁業の保護区域及び漁具標識について)	
松浦海区漁業調整委員会指示第79号(令和3年1月29日)……………	4
(まき餌釣りの禁止区域の設定について)	
松浦海区漁業調整委員会指示第80号(令和3年1月29日)……………	5
(ウニの採捕期間の制限について)	
松浦海区漁業調整委員会指示第81号(令和3年1月29日)……………	6
(釣及び延縄における油づけえさの使用禁止について)	
松浦海区漁業調整委員会指示第84号(令和3年1月29日)……………	7
(火光利用漁業の光力制限について)	

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第62号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、松浦海区海面におけるまだい幼魚の採捕について、次のとおり指示する。

平成9年5月30日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川崎 和正

- 1 全長11センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。
- 2 指示の期間  
令和3年1月29日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第78号

松浦海区における定置漁業(第2種共同漁業の小型定置を含む)の保護区域並びに漁具標識について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月27日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川崎 和正

1 保護区域

(1) 定置漁業

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松定 第1号	雑魚 落網漁業	1,100 メートル	250 メートル	350 メートル	唐津市神集島 黒瀬地先	通称 村張大敷
松定 第2号	雑魚 落網漁業	450 メートル	50 メートル	150 メートル	東松浦郡鎮西町 加唐島折瀬地先	通称 大迫大敷

(2) 小型定置漁業(第2種共同漁業権)

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松共 第3号	〃	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷
松共 第8号	〃	700 メートル	150 メートル	200 メートル	唐津市屋形石 竹の浦地先	通称 宮ノ岬大敷

2 定置網(小型定置を含む)の保護区域の測定方法

保護区域の前面及び後面は垣網及びその延長線を基準として直角の方向に  
沖合は同直線上身網の沖の側から測定する。

3 保護区域内における漁業の制限

保護区域内においては、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置  
漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

4 漁具標識の設置

定置網(小型定置を含む)の漁具敷設中は当該漁具の見易いところに、昼間にあっては免許番号、漁業の種類、漁業権者名(又は名称)を記入した90センチメートルの正方形赤旗を水面上1.5メートルの高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を設置しなければならない。

#### 5 指示の期間

平成30年9月1日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第79号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、松浦海区海面における遊漁のまき餌釣りの禁止区域について、次のとおり指示する。

平成31年2月16日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正

1 禁止区域

地区	禁止区域
①佐賀玄海漁協 浜崎支所管内	①下の瀬(緯度:33°28'2.3"、経度:130°01'57.1")を中心に半径200m。 ②沖の瀬(緯度:33°27'53.3"、経度:130°01'37.9")を中心に半径300mのうち松共第1号 共同漁業権漁場内。 ③コウハチダシ(緯度:33°27'59.3"、経度:130°01'25.3")を中心に半径50m。
②佐賀玄海漁協 唐津市統括支所管内	・唐津市統括支所管内の共同漁業権漁場(漁港・港湾施設を除く)。
③外津漁協管内	・漁港区域(ア点【緯度:33°30'52.9"、経度:129°50'50.4"】、イ点【緯度:33°30'42.8"、経度:129°51'06.2"】、ウ点【緯度:33°30'26.4"、経度:129°51'11.4"】を順次結んだ線
④仮屋漁協管内	・仮屋湾内三島神社【緯度:33°28'21.5"、経度:129°50'56.6"】前周辺岸壁。

2 指示の期間

平成28年2月17日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第80号

松浦海区内におけるウニ(アカ、バフン、ムラサキの各種を含む)の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和元年7月12日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正

1 採捕禁止期間

(1) アカウニ、バフンウニは11月1日から翌年2月末日まで

(2) ムラサキウニは7月1日から12月20日まで

2 指示の期間

令和元年8月12日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第81号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、松浦海区内における釣及び延縄による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和元年7月12日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

1 松浦海区において釣及び延縄の餌料として、油づけえさ(油いか等の油性餌料の一切をいう。)の使用を禁止する。

2 指示の期間

令和元年8月12日から令和5年8月31日まで。



◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第84号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和2年8月5日

令和3年1月29日一部改正

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正

- 1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。
- 2 指示の期間  
令和2年8月12日から令和3年8月11日まで。